

航空気象観測通報業務委託	
(1) 履行期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）
(2) 対象空港	15空港（山口宇部空港、北九州空港、佐賀空港、長崎空港、対馬空港、福江空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、種子島空港、奄美空港、石垣空港、宮古空港、下地島空港）
(3) 目的	気象庁の航空気象観測所における観測通報等業務を行い、航空機の安全かつ効率的な運航を確保すること。
(4) 主な業務内容	各就業場所共通 ①観測通報 気象現象の変化及び気象データを常時監視し、定められた時刻や基準を超えて気象現象の変化を認めた場合等に、航空気象観測指針に基づき、視程、大気現象、雲量、雲形、雲底の高さを目視で観測し、その成果を観測システムに入力する。これらの入力データに加え観測システムで総合的に処理し自動で得られるデータ（風向・風速、滑走路視距離（RVR）、気温等のデータ）をその成果として通報する。 ②庁舎、観測機器等の維持・管理等 各観測機器の安定した運用を行うため、庁舎、付属施設、観測システム等の維持・管理等を行う。 ③関係機関からの問い合わせ等への対応 関係機関（航空局、空港管理事務所、航空会社等）から気象状況に関する照会を受けた場合には、観測通報もしくは口頭等により速やかに対応する。
(5) 業務実施体制の確保	①業務を確実に実施するため、（8）に示す勤務時間等を基本として必要な体制を確保すること。航空機の運航状況等により、勤務時間外に業務を実施する必要があるため、気象庁からの連絡に応じて業務を速やかに実施できる体制を確保すること。 ②健康状態が良好であって、（6）に示す要件を満たしている観測員を確保すること。 ③空港毎に勤務表、研修・訓練計画等の立案・実施指導、その他業務全体の管理等を実施し、監督職員等との必要な連絡調整を行う総括観測員を観測員の中から定めること。 ④対象空港を一元的に管理・監督し、品質マネジメントシステムを統括することを専ら行う統括責任者を定めること。
(6) 観測員の要件	①高等学校卒業以上またはそれと同等の学力を有すること。 ②観測機器等の維持・管理のため、梯子を登り高さ10メートル程度の高所での作業が可能であること。 ③ワード・エクセルによる報告書や記録の作成及びデジタルカメラの操作・写真撮影ができること。また、それらのデータをパソコンからメールで送信できること。 ④電子機器の取り扱いに関する基礎的な知識を有し、複写機及びFAX等の操作ができること。 ⑤航空気象観測業務に関する力量を有すること。力量の詳細は別紙に示す。 ⑥観測機器等の維持・管理及び障害時の対応等に必要な、当該飛行場の場内での車両運転に必要な資格を所有していること。 ⑦飛行場の場内に立ち入る際に管制機関と連絡をとるため、第3級陸上特殊無線技士と同等以上の無線従事者の資格を所有していること。 ⑧総括観測員は、空港等における航空気象観測業務を1年以上経験していること。
(7) 就業部署	①山口宇部航空気象観測所 住所：山口県宇部市沖宇部625番地 ②北九州航空気象観測所 住所：福岡県北九州市小倉南区空港北町 ③佐賀航空気象観測所 住所：佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字国造搦9476-187 ④長崎航空気象観測所 住所：長崎県大村市箕島町593番地2長崎空港内 ⑤対馬航空気象観測所 住所：長崎県対馬市美津島町鶏知乙440 ⑥福江航空気象観測所 住所：長崎県五島市上大津町2192番地 ⑦熊本航空気象観測所 住所：熊本県上益城郡益城町大字小谷字上大道1802-2外 ⑧大分航空気象観測所 住所：大分県国東市武蔵町系原字大海田 大分空港内 ⑨宮崎航空気象観測所 住所：宮崎県宮崎市大字赤江無番地 ⑩鹿児島航空気象観測所 住所：鹿児島県霧島市溝辺町麓838番地 ⑪種子島航空気象観測所 住所：鹿児島県熊毛郡中種子町増田 ⑫奄美航空気象観測所 住所：鹿児島県奄美市笠利町大字和野字長浜金久374番地4 ⑬石垣航空気象観測所 住所：沖縄県石垣市字盛山222-72 ⑭宮古航空気象観測所 住所：沖縄県宮古島市平良字下里1657番地 ⑮下地島航空気象観測所 住所：沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739番地4
(8) 勤務時間	①（4月～10月）07：00～21：30（11月～3月）6：45～21：30 就業時間数 約5,330時間 ② 00：00～24：00 就業時間数 約8,760時間 ③ 05：55～24：00 就業時間数 約6,600時間 ④ 05：55～22：00 就業時間数 約5,870時間 ⑤ 06：55～21：00 就業時間数 約5,140時間 ⑥ 07：25～19：30 就業時間数 約4,410時間 ⑦（4月～10月）07：00～21：30（11月～3月）6：45～21：30 就業時間数 約5,330時間 ⑧（4月～10月）07：00～22：30（11月～3月）6：45～22：30 就業時間数 約5,695時間 ⑨ 07：00～21：30 就業時間数 約5,292時間 ⑩ 05：25～22：00 就業時間数 約6,052時間 ⑪ 07：55～18：30 就業時間数 約3,862時間 ⑫ 07：30～19：30 就業時間数 約4,380時間 ⑬ 07：30～21：00 就業時間数 約4,927時間 ⑭ 07：30～21：00 就業時間数 約4,927時間 ⑮ 09：30～19：30 就業時間数 約3,650時間

※記載内容は予定であるため、入札公告時には変更となる場合があります。
本調達は、令和 8 年度予算の成立を条件とします。